

職業訓練法人設立認可等事務取扱要領

(平成3年2月13日能開第673号)

様式(略)

(趣旨)

第一条 この要領は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号、以下「法」という。)の規定に基づく「職業訓練法人(以下「法人」という。)」の設立認可及びその監督に関し、事務の円滑を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(設立認可の申請法一第35条、規則第49条関係)

第二条 法人を設立しようとする者(以下「設立者」という。)は、法人設立認可申請書(様式1)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の法人設立認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 設立趣意書
 - 二 定款又は寄附行為
 - 三 財産となるべきものの目録、寄附申込書並びに権利及び価格を証明する書面
 - 四 設立当初の事業年度及び次の事業年度(事業年度の定めのないものにあつては、設立の日から同日後最初に到来する3月31日までの間及び同日の翌日から1年間)の事業計画書及び予算書
 - 五 設立者の氏名、住所及び履歴を記載した書面(以下「履歴書」という。設立者が法人である場合にあつては、登記簿謄本)
 - 六 役員(理事及び監事)となるべき者の履歴書及び就任承諾書
 - 七 設立の準備のために行った会議の議事録の謄本
 - 八 社団である法人を設立する場合にあつては、社員(会員)となるべき者の名簿
 - 九 法第24条の認定を受けようとする職業訓練の内容及び訓練施設の概要並びに長の氏名、履歴
 - 十 申請の際既に当該申請に係る認定職業訓練及びその他の付随事業を行っているものにあつては、申請前2年間における事業活動の概要を記載した書面及び当該期間における収支決算書
 - 十一 認定職業訓練及びその他の付随事業の実地にあたり行政庁の許可等を要するものがあるときは、当該許可等のあったことを証する書面又はその申請の状況を明らかにした書面
 - 十二 設立者の代表者又は代理人による申請の場合にあつては、その権限を証する書面
 - 十三 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書面
- 3 財団である法人を設立する場合にあつては、前項第三号に掲げる財産となるべきものの目録は、基本財産と運用財産に区分して記載するものとする。社団である法人を設立する場合であつて基本財産を設けるときの、同様とする。

(設立登記完了の届出—法第34条・第37条、規則第50条関係)

第三条 法人は、設立の登記を完了したときは、成立の日から2週間以内に法人設立登記届出書(様式-23)を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の法人設立登記完了届出書には、登記簿謄本を添付しなければならない。

(財産の移転等)

第四条 法人は設後遅延なく、第二条第二項第三号に規定する財産となるべきものの移転を受けなければならない。

2 法人は、前項の移転の終了後1月以内に、財産移転完了届書(様式-24)を知事に届出しなければならない。

3 前項の財産移転完了届書には、第一項の移転を証する書類を添付しなければならない。

(会計及び経理)

第五条 法人は、その会計及び経理の適正な執行に努めなければならない。

(事業計画書及び予算書の提出)

第六条 法人は、事業年度(事業年度の定めのない法人にあつては、4月1日から翌年3月31日までの間とする。以下同じ。)の開始後3月以内に、当該事業年度の事業計画書及び予算書を知事に提出しなければならない。

2 法人は、前項の事業計画書又は予算書を変更したときは、遅滞なく、変更後の事業計画書又はその理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(事業状況等の報告)

第七条 法人は、事業年度開始後3月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 前事業年度の事業状況報告書
- 二 前事業年度の収支計算書、貸借対照表及び財産目録
- 三 社団である法人にあつては、当該事業年度当初の社員(会員)名簿又は前事業年度における社員(会員)の異動状況報告書
- 四 総会及び理事会の議事録の謄本

(定款又は寄附行為の変更認可の申請-法第39条、規則第50条の2関係)

第八条 法人は、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、定款(寄附行為)変更認可申請書(様式-25)を知事に提出しなければならない。

2 前項の定款(寄附行為)変更認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為の変更案及び新旧対照表
- 二 定款若しくは寄附行為に定める手続きを経たことを証する書面(議事録)
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(基本財産の処分の承認等)

第九条 法人は、その基本財産を処分しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする法人は、基本財産承認申請書(様式-26)を知事に提出しなければならない。

3 前項の基本財産処分承認申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 財産目録

- 二 総会の議事録の謄本又は定款若しくは寄附行為に定める手続を経たことを証する書面
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(登記事項の変更等の届出)

第十条 法人は、法人設立の後において登記事項の変更をしたときは、遅滞なく、登記事項変更等届出書(様式-27)を知事に提出しなければならない。

2 前項の登記事項変更等届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 登記簿の謄本
- 二 前項の登記が新たに就任する理事に係るものであるときは、その者の履歴書及び就任承諾書
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(監事の就任又は異動の届出—法第 37 条の 9 関係)

第十一条 法人は、監事を置いたとき、又は監事に異動があったときは、遅滞なく、監事就任(異動)届出書(様式-28)を知事に提出しなければならない。

2 前項の監事就任(異動)届書には、新たに就任する監事の履歴書及び就任承諾書を知事に提出しなければならない。

(解散の認可の申請—法第 40 条第 2 項、規則第 52 条関係)

第十二条 法人は、事業遂行不能による解散の認可を受けようとするときは、法人解散認可申請書(様式-29)を知事に提出しなければならない。

2 前項の法人解散認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 解散理由書(解散の理由の詳細を記載した書面)
- 二 財産目録
- 三 残余財産の帰属に関する事項を記載した書面
- 四 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(解散の届出—法第 40 条第 1 項第 1 号・第 3 号・第 4 号、規則第 53 条関係)

第十三条 定款又は寄附行為の定めるところによる解散及び社団である法人の総会の議決又は社員(全員)の欠亡による解散にあつては、清算人は法人解散届書(様式-30)を知事に提出しなければならない。

2 前項の法人解散申請書には、前条各号の事項を記載した書面及び定款又は寄附行為に定められた解散に関する手続を経たことを証する書面を添付しなければならない。

(残余財産の処分の認可—法第 42 条、規則第 54 条関係)

第十四条 残余財産のうち、定款又は寄附行為で定められた帰属する者において処分されないものは、次により処分するものとする。

- 一 社団である法人にあつては、清算人が総社員(総会員)の同意を得、かつ知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。
- 二 財団である法人にあつては、清算人が知事の認可を受けて他の職業訓練事業を行う者に帰属させる。

2 前二号の認可申請は、残余財産帰属認可申請書（様式-31）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 残余財産の目録及び残余財産の処分書（残余財産及びその帰属すべき者を記載したもの）
- 二 総会の議事録の謄本又は定款若しくは寄附行為に定める手続きを経たことの証する書面（議事録）

（清算終了の届出—法第 42 条の 3 関係）

第十五条 清算終了の届出は、法人清算終了届出書（様式-32）により行う。

2 前項の法人清算終了届出書には、残余財産の処分に関する書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

（書類及び帳簿の備付等）

第十六条 法人は、その主たる事務所に法第 37 条の 2 に規定するもののほか、次に掲げる書類を備え付けなければならない。

- 一 定款又は寄附行為
- 二 理事、監事及職員の名簿及び履歴書
- 三 官公署から発せられた許可、認可等に関する重要な文書
- 四 登記に関する書類
- 五 定款又は寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- 六 資産及び負債に関する台帳
- 七 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類

2 法人は、前項第一号から第六号までに掲げる書類は永年、同項第七号に掲げる帳簿及び証拠書類は 10 年間保存しなければならない。

（報告及び検査—法第 39 条の 2 第 2 項関係）

第十七条 知事は、法人の業務の監督のために必要な限度において、法人に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、法人の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、その業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、別に定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（書類の提出部数—規則第 55 条関係）

第十八条 この要領に定める申請書の提出部数は 2 通とし、届出書の提出部数は 1 通とする。

（細則）

第十九条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 3 年 2 月 13 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。

(第十七条関係一別に定める身分証明書)

(表)

ヨコ 8 cm×タテ 6 cm

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職・氏名
この証明書を携帯する上記の者は、職業能力開発促進法第 3 9 条の 2 の規定による検査をする職員である。
年 月 日
大阪府知事 ○○ ○○ 印
年 月 日まで有効

(裏)

職業能力開発促進法（抜粋）

第 3 9 条の 2 職業訓練法人の業務は、都道府県知事の監督に属する。

2 都道府県知事は、職権で、いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

職業訓練法人設立認可等事務取扱要領（抜粋）

第十七条 知事は、法人の業務の監督のために必要な限度において、法人に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、法人の事務所その他業務を行う場所に立ち入り、その業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、別に定める身分証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。